

桐生市 SDGs 官民共創プラットフォーム設置要綱

(令和 5 年 12 月 18 日施行)

(目的)

第 1 条 この要綱は、民間が持つアイデアやノウハウを活用し、桐生市の諸課題の解決や、魅力の向上を図るため、桐生市 SDGs 官民共創プラットフォームを構築することに関し、必要な事項を定め、SDGs の達成に向けた取組を官民共創により推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SDGs 国際連合総会で採択された、国際社会が 2030 年までに持続可能な社会を実現するための 17 の開発目標(Sustainable Development Goals)をいう。
- (2) 民間事業者等 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体又は個人事業者であつて、提案した事項を適切かつ的確に遂行することができる意思及び能力を有する者をいう。

(企画提案の募集)

第 3 条 市は、SDGs の理念に基づき、市民サービスの向上又は市の業務の効率化若しくは公共施設等の維持管理に要する経費の削減等を図る提案を、ホームページを通じ企画提案募集シート(様式第 1 号)により募集するものとする。

(企画提案の応募資格)

第 4 条 応募資格を有する者は、民間事業者等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 市税等に滞納がある者
- (4) 桐生市請負業者等指名停止等措置要綱(平成 2 年 4 月 1 日施行)に基づく指名停止を受けている事業者
- (5) その他市長がふさわしくないと判断した者

(企画提案の応募)

第 5 条 企画提案をしようとする民間事業者等(以下「提案者」という。)は、第 3 条の募集に関する提案又は官民共創に関する自由提案を、提案シート(様式第 2 号)により、市長に提出するものとする。

(企画提案の取扱い)

第6条 市長は、前条により提出された提案シートの内容を審査し、提案者と協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、企画提案内容が次の各号のいずれかに該当し、受理することができないと判断したときは、提案者と協議することなく、不受理とすることができる。この場合において、その結果を提案者へ提案不受理通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

- (1) 第4条の各号のいずれかに該当する者が提案するもの
- (2) SDGsの理念と合致しないもの
- (3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあるもの
- (4) 本市の施策や規定に反するもの
- (5) 提案者が自ら提案を遂行せず、本市や第三者による遂行を前提としているもの
- (6) 単に提案者の製品・サービス等の周知やあっせんを求めるなど、営業活動の一環として提案するもの
- (7) 政治的、宗教的な関連性や要素があるもの
- (8) 公共性、公平性の観点で課題があるもの
- (9) 本事業の趣旨に照らし、市長が特に受理できないと判断したもの

3 市長は、提案シートの内容を実現する義務を負わない。

4 市長は、提出された企画提案の名称、概要及び市の検討結果を公表するものとする。

(提案内容の公募)

第7条 市長は、提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、事業実施者を公募することができるものとする。この場合において、提案者の権利等の取扱いについて、提案者と事前に協議するものとする。

(免責)

第8条 市は、本事業に関連して発生した損害について、当該損害が市の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

様式第1(第3条関係)

企画提案募集シート

[別紙参照]

様式第 2(第 4 条関係)

提案シート

[別紙参照]

様式第 3(第 5 条関係)

提案不受理通知書

[別紙参照]